

使用済み電気・電子機器の輸出時における中古品判断基準

1. 目的

使用済み電気・電子機器を中古品（リユース目的）として輸出する場合には、「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律」（平成4年法律第108号。以下、「バーゼル法」という。）第2条に規定する「有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約」（以下、「バーゼル条約」という。）附属書Ⅳに掲げる処分作業を行うための輸出でないことから、バーゼル法に基づく輸出の承認を得る必要はありません。

しかし、リユースに適さない使用済み電気・電子機器が輸出された場合、それらは、輸出の相手国において、バーゼル条約附属書Ⅳに掲げる処分作業（最終処分やリサイクル作業）が行われることが想定され、それらに含有する有害物質の含有量等によっては、バーゼル法の適用を受ける物となる懸念があります。仮に、この適用を受ける物が、バーゼル法に基づく輸出の承認を得ずに輸出された場合、バーゼル法の違反となるだけでなく、バーゼル条約上の不法輸出として国際問題に発展するおそれがあります。

使用済み電気・電子機器をリユース目的で輸出しようとする者は、自ら、バーゼル法に基づく輸出の承認を要しないことを確認し、税関に申告時等に証明することが求められます。本基準は、実際にはリユースに適さない使用済み電気・電子機器がリユースの名目で輸出されることのないよう、リユース目的の輸出であることを客観的に判断することができる基準を示すことにより、輸出者による、これら証明を容易にすることを目的としたものです。なお、本基準は、バーゼル法に基づく輸出の承認が必要とされる物を変更するものではありません。

2. 中古品判断基準の適用範囲

本基準は、家庭で使用した電気・電子機器（事業者が一般的な事務活動において使用した電気・電子機器を含む。）をリユース目的で輸出する場合に適用されます。

また、近時輸出が確認されている、電気・電子機器等を内蔵するパチンコ台等の遊技機器（その構成部品である電気・電子機器を含む）及び自動車から取り外し可能なオーディオ等の電気・電子機器をリユース目的で輸出する場合も、本基準に準ずることとします。

具体的な品目の例については、参考資料をご参照ください。

3. 中古品判断基準の適用時期

使用済み電気・電子機器の輸出時における中古品判断基準（以下、「中古品判断基準」という。）は、平成 26 年 4 月 1 日から適用します。

なお、使用済みブラウン管テレビについては、「使用済みブラウン管テレビの輸出時における中古品判断基準」（平成 21 年 9 月 1 日から適用）（以下、「ブラウン管テレビの中古品判断基準」という。）を適用していますが、平成 26 年 4 月 1 日からは、中古品判断基準を適用します。

4. 中古品判断項目

使用済み電気・電子機器を輸出する際に、バーゼル条約附属書Ⅳに掲げる処分作業が行われるものではない中古品（リユース目的）として判断するのは、以下のいずれの項目も満たす場合のみです。

1 つでも基準を満たさない使用済み電気・電子機器については、同附属書Ⅳに掲げる処分作業目的での輸出とみなされます。この場合、輸出者は、当該機器について、有害物質の含有の有無を確認し、バーゼル法の該非を確認する必要があります。

	基準	輸出者等による対処事項	輸出者による証明方法 ^{※1} の例
① 年式・外観	破損や傷、汚れがないこと （大幅な修理が必要な場合は中古使用とは見なされない） ※ 特定家庭用機器 ^{※2} に関しては、別表を参照	- 製品の筐体に大きな打痕がないこと及び著しい汚れがないことを確認する。 - 電源プラグの溶痕（キズ）・変形のないこと、電源コードの劣化・キズ（半断線、亀裂）がないことを確認する。	- 個別製品ごとに、製造年・型式・メーカー及び破損等のないことを確認し、その結果の記録、もしくは、その事実を確認できる書類を求めに応じて提出可能な状態にしておくこと。記録については、開披せずとも確認できるようにしておくこと。 - また、求めに応じ目視可能な状態にしておくこと。 ※ 製造年等が不明な場合は、個別製品に番号を記したシールを貼り、求めに応じて説明可能な状態にしておくこと。

^{※1} 証明のための記録・書類等は、輸入国等においても確認が行われる可能性を考慮し、英文のものを提示できるよう配慮すること。

^{※2} 特定家庭用機器再商品化法（平成 10 年法律第 97 号）第 2 条第 4 項に規定する特定家庭用機器をいう。

	基準	輸出者等による処理事項	輸出者による証明方法 ^{※1} の例
② 正常作動性	通電検査等を実施し、個々が正常に作動すること ※ 使用に際しての当該電気・電子機器の作動に必要な通電用、充電用付属品が欠損していないこと	- 通電等の正常作動検査を実施し、その機能、効用を有することを確認する。 - 左述付属品が欠損している場合は、現地での使用方法又は付属品の調達方法を確認する。 - 蓄電池が内蔵されている物については、その蓄電池の使用期間を確認し（又は、充電機能検査を実施し）、十分な蓄電を行えることを確認する。 （この場合、蓄電池使用に係るメーカー推奨期間に留意するとともに、鉛蓄電池等が機能せず中古使用が不可能な状態であれば、バーゼル法の規制対象となる懸念があることに留意すること。）	- 個別製品ごとの正常作動検査の結果、個別製品の種類ごとの正常作動検査方法及び検査実施状況を撮影した写真を記録し、検査内容に責任を負う事業者名・連絡先と併せて、求めに応じて提出可能な状態にしておくこと。開披せずとも記録を確認できるようにしておくこと。 - 税関での検査時等において、求めに応じて正常作動検査等を行えるようにしておくこと。 - 左述付属品が欠損している場合は、その付属品名と輸出国での調達可能性の説明を記録し、求めに応じて提出可能な状態にしておくこと。 - 内蔵された蓄電池については、その使用期間を記載するか、充電機能検査を実施した結果を記録し、求めに応じて提出可能な状態にしておくこと。
③ 梱包・積載状態	荷姿等が適切であること（集荷、輸送、積み込み及び積み下ろし作業中の破損を防ぐように適切に梱包、積載及び保管されていること）	- テレビモニター等がある場合には、その画面部分には段ボール紙等により画面保護を行う。 - 小型の物については、必要に応じて、段ボール箱を利用、個別に包装する等し、整然と積載する。 - 積み込みを行うまでの間、風雨等にさらされないよう屋内で適切に保管する。	- 輸送中等の破損を防止するための梱包・積載方法の説明とともに、梱包の状況を撮影した写真及び積載の状況を撮影した写真（コンテナ積載開始時・中間・扉付近の3箇所以上）を記録し、求めに応じて提出可能な状態にしておくこと。

	基準	輸出者等による対処事項	輸出者による証明方法 ^{※1} の例
④ 中古取引の事実関係	契約書等により中古品取引の事実関係が確認されること ※ 当該契約書等には、 1. 使用済み電気・電子機器の中古品の販売に関する内容（取引価格に関する情報を含む） 2. 部品取りされない旨が少なくとも記載されていること		- 取引の事実関係等を証する書類を求めに応じて提出可能な状態にしておくこと。
⑤ 中古市場	輸入国において当該製品の中古市場があること	- 輸入国において確実にリユース目的で販売されることを確認する。 - 輸入国政府の許可を前提に、再輸出目的で輸入が認められている場合は、その政府許可等を確認する。	- 輸入国において自ら中古販売する者の名称・所在・連絡先・販売店の写真を記録し、求めに応じて提出可能な状態にしておくこと。 - 輸入国政府の許可を前提に、再輸出目的で輸入を認められている場合は、その政府許可等を提示可能な状態にしておくこと（英文以外は、その翻訳（日本文又は英文）を提示できるよう配慮すること）。

(別表) 特定家庭用機器の年式・外観に係る判断項目

機器	年式	外観
エアコンディショナー	製造から 15年以内	下記に該当しないこと。 ➤ 室外機外面の錆が表面積の約10%以上 ➤ 室内機が破損している ➤ 室内機と室外機が揃っていない ➤ リコール対象製品など、製品安全上、回収の必要性が明らかである
テレビジョン	製造から 15年以内	下記に該当しないこと。 ➤ ブラウン管または筐体の破損 ➤ ブラウン管に深い傷、若しくは焼き付けがある ➤ リコール対象製品など、製品安全上、回収の必要性が明らかである
冷蔵庫・冷凍庫	製造から 10年以内	下記に該当しないこと。 ➤ 外面及び内面の錆・破損、部品欠損が全体面積の約10%以上 ➤ 庫内の棚板・プラスチックケースが両方とも欠損 ➤ リコール対象製品など、製品安全上、回収の必要性が明らかである
洗濯機	製造から 10年以内	下記に該当しないこと。 ➤ 外面及び内面の錆・破損、部品欠損が全体面積の約10%以上 ➤ ふたが欠損している ➤ リコール対象製品など、製品安全上、回収の必要性が明らかである

注1) 本別表は、「小売業者による特定家庭用機器のリユース・リサイクル仕分け基準作成のためのガイドラインに関する報告書」(産業構造審議会・中央環境審議会合同会合、平成20年9月)のガイドラインAに基づくもの。

注2) リユース品としての需要が存在する範囲について地域の特性などに留意し、表中の製造年数を超える製品については、型式・メーカーを指定の上で輸出先国において確実にリユース目的で販売されることを証する書類(輸入者等との契約書等)を提出することにより(基準④を参照)、例外的に年式基準の適合に代えられる可能性がある。ただし、求めに応じて該当製品を確認できる状態にしておくこと。

5. 事前相談等における留意事項

アジアなどの諸外国においては、使用済み電気・電子機器の輸入を規制している国が多数存在しています。輸出に際しては、輸出先国等（該当する場合は通過国も含む。）の規制の遵守が前提であり、輸出者は、輸入者と連携の上、輸出先国等の規制（禁制品の有無、中古品判断基準、事前申告の必要性、輸入者のライセンス保持等）について確認し、また、求められた場合は輸出先国等当局に輸出先国等の規制を遵守していることを示す必要があることにご留意ください。

特に、輸入国政府の許可を前提として再輸出目的で輸入を認めている国への輸出などについて、輸入国の協力を得られる場合は、環境省は、再輸出先でのリユース状況を確認することがあることにご留意ください。

参 考 使用済み電気・電子機器の例

<家庭で使用する電気・電子機器>

冷蔵庫・冷凍庫
エアコン
室外機
洗濯機
ブラウン管テレビ
液晶テレビ
プラズマテレビ
電子レンジ
炊飯器
ジャーポット
食器洗い乾燥機
クッキングヒーター
換気扇
電気温水器（電気瞬間湯沸器）
給湯器
空気清浄機
加湿器
除湿機
扇風機
電気掃除機
電気かみそり
電気式家庭用生ゴミ処理機
電動ミキサー
電気式コーヒーマーカー及びティーメーカー
トースター
ホットプレート
電動歯ブラシ
携帯用電気ランプ
電気暖房機器
電気カーペット
ヘアドライヤー
電気アイロン
家庭用電動ミシン
電話機（電気機器内蔵の物）
ファクシミリ
携帯電話
公衆用PHS端末
ラジオ放送用受信機
ビデオテープレコーダ（セット）
DVD-ビデオ
BD レコーダ/プレーヤ
ビデオカメラ（放送用を除く）
プロジェクタ
ビデオプロジェクション
BS/CS アンテナ
CS 専用アンテナ
CS デジタルチューナ
地上デジタルチューナ
ケーブルテレビ用 STB
デジタルオーディオプレーヤ（フラッシュメモリ）
デジタルオーディオプレーヤ（HDD）
テープレコーダ
MD プレーヤ

ステレオセット
CD プレーヤ
IC レコーダ
アンプ
スピーカシステム
電池式ヘッドホン及びイヤホン
カメラ（電気機器内蔵の物）
デジタルカメラ
PC（デスクトップ型）
PC（ノートブック型）
モニター（電子計算機用）
プリンタ
フォトプリンター
リモコン
キーボードユニット
電卓
電子辞書
電気照明器具（電球を含む。）
電気式時計
家庭用電気工具

<家庭用医療機械器具類

（医療機関等で使用されたものを除く。）>

家庭用マッサージ・治療浴用機器及び装置
家庭用電気・光線治療器
家庭用磁気・熱療法治療器
家庭用吸入器
家庭用医療用物質生成器
電子体温計
電子血圧計

<電気・電子機器等を内蔵する遊技機器>

電気楽器（電子キーボード、電気ギター等）
携帯型ゲーム機（電気機器内蔵の物）
据置型ゲーム機（電気機器内蔵の物で、パチンコ、スロットルマシンを含む）

<自動車から取り外し可能な電気・電子機器>

カーナビゲーションシステム
カーカラーテレビ
カーDVD
カーステレオ
カーCD プレーヤ
カーMD
カーアンプ
カースピーカ
カーチューナ
カーラジオ
VICS ユニット
ETC 車載ユニット